

1 報告事項

(1) がん診療連携拠点病院の状況について

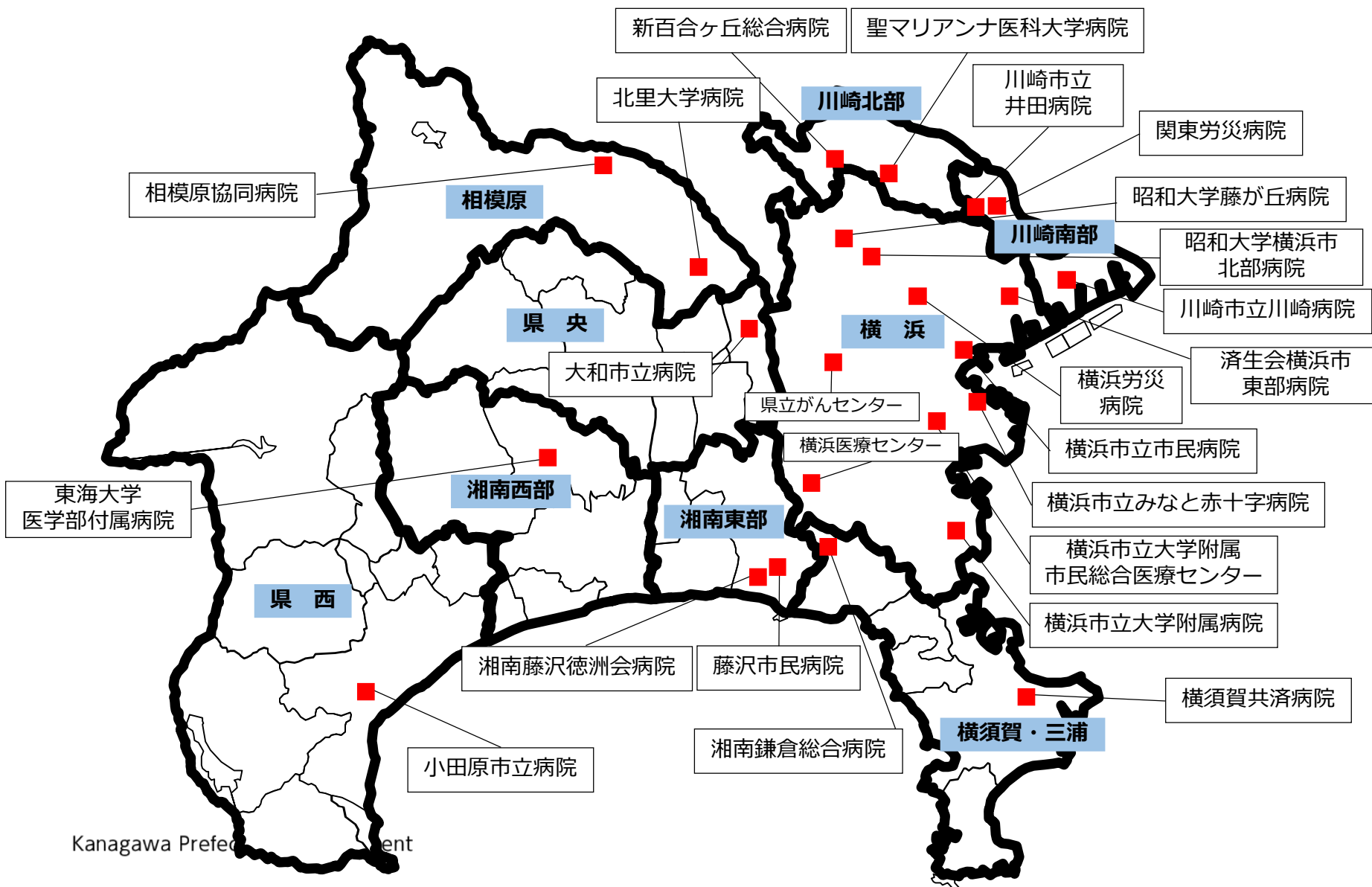
ア がん診療連携拠点病院の現況報告等について

① 現況報告

② 新規指定申請

イ 第25回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 (令和7年2月13日)の結果について

ア がん診療連携拠点病院の現況報告等について



- ・ **現況報告**
都道府県がん診療連携拠点病院
(県立がんセンター)
地域がん診療連携拠点病院
(22病院)

- ・ **現況報告のうち未充足**
 - ① みなと赤十字病院
(放射線治療のべ患者数)
 - ② 川崎市立井田病院
(専従の放射線治療に係る専門的な知識、技能を有する常勤の医師の人数)

- ・ **指定更新**
 - ① 大和市立病院
(日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けている)

- ・ **新規指定申請**
湘南藤沢徳洲会病院

① 現況報告

<必須要件を未充足であった病院>

① みなと赤十字病院：放射線治療のべ患者数

- ・ 基準：年間200人以上 期間：令和5年1月1日～12月31日
- ・ 対応状況：令和5年1月1日から同年7月31日までの期間、放射線治療機器の入替があり、治療ができなかった。令和6年は基準の治療数を達成できる見込み。

② 川崎市立井田病院：専従の放射線治療に携わる専門的な知識、技能を有する常勤の医師の人数

- ・ 基準：1人以上の配置
- ・ 対応状況：令和7年4月1日から、現在常勤としての採用が決まっている。

② 指定更新

① 大和市立病院：日本医療機能評価機構の審査等による評価を受けている。

- ・ 対応状況：令和6年11月7日～8日に受審する予定。

※ 本要件については、新たに定められた必須要件として令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間の猶予が整備指針により定められている。そのため、猶予期間中は未充足要件としての扱いとはならないが指定期間が1年となることから、指定更新の申請を行った。

③ 新規指定申請

<湘南藤沢徳洲会病院>

- 当該病院については、昨年10月31日（木）に開催した第1回神奈川県がん対策推進審議会にて承認されたのち、国へ申請を行った。

ア がん診療連携拠点病院の現況報告について

① 現況報告

② 新規指定申請

イ 第25回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 (令和7年2月13日)の結果について

① 現況報告

＜未充足であった2病院のうち、1病院が特例型へ＞

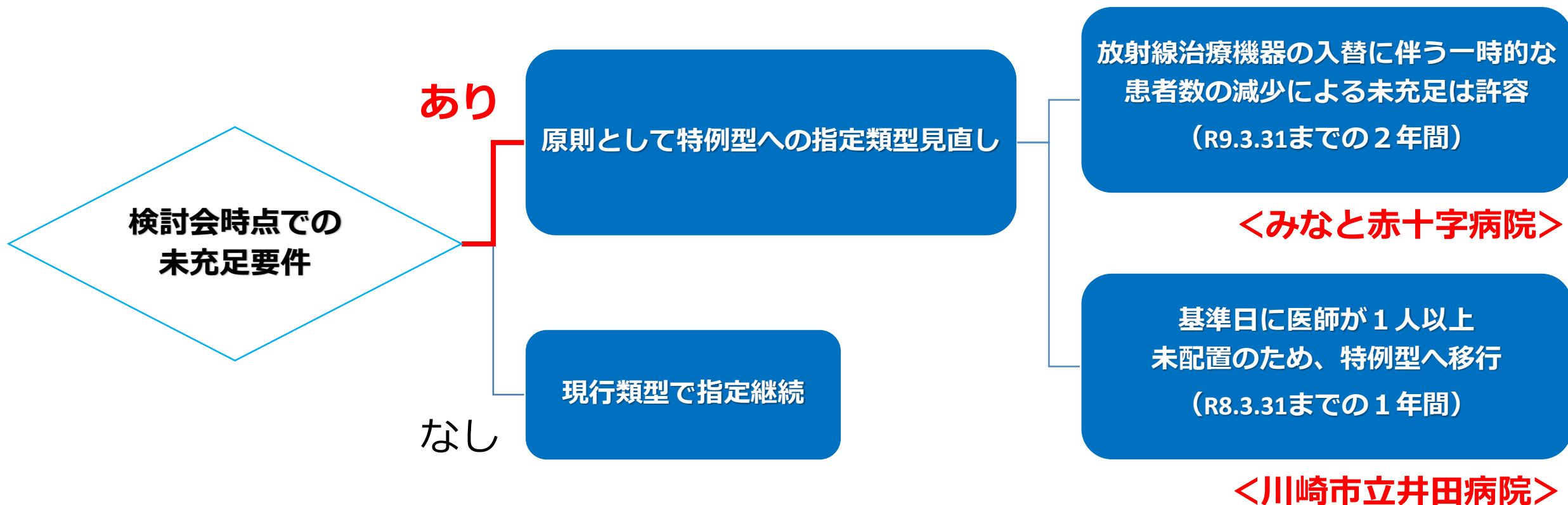
① みなと赤十字病院：放射線治療のべ患者数

- ・ ＜検討内容＞ 放射線治療実績について、放射線治療機器の入替に伴う一時的な患者数の減少による未充足は許容する。
- ・ ＜結果＞ 地域がん診療連携拠点病院としての指定を継続。

② 川崎市立井田病院：専従の放射線治療に携わる専門的な知識、技能を有する常勤の医師の人数

- ・ ＜検討内容＞ 基準日である令和6年9月1日時点で医師が1人以上未配置のため、特例型への移行。
- ・ ＜結果＞ 地域がん診療連携拠点病院から、拠点病院等（特例型）へ移行。
（令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間）

※ 現況報告に関する国の考え方



検討会時点での指定要件の充足状況を確認し、以下の①②のとおり取り扱う。

- ① 全ての指定要件を充足している場合は、指定継続する（個別の審議なし）。
- ② 一つ以上未充足の要件がある場合は、以下のとおり取り扱う。
 - i. 原則、特例型として指定する（個別の審議なし）。
 - ii. 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。

※ 県への対応

<指定類型の見直し：川崎市立井田病院（１年間）>

機関 \ 時期	R7.8	R7.9	R7.10	R8.1~2	R8.4~
国	がん診療連携拠点病院の現況報告等の提出について通知			第26回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	
県	既指定病院に現況報告様式の提出依頼		各拠点病院から提出された現況報告の内容の確認、国へ報告		
病院		現況報告期間（9月末締切）			拠点病院等（特例型）から、がん診療連携拠点病院へ

国への報告時点で、必須要件を充足しているか確認

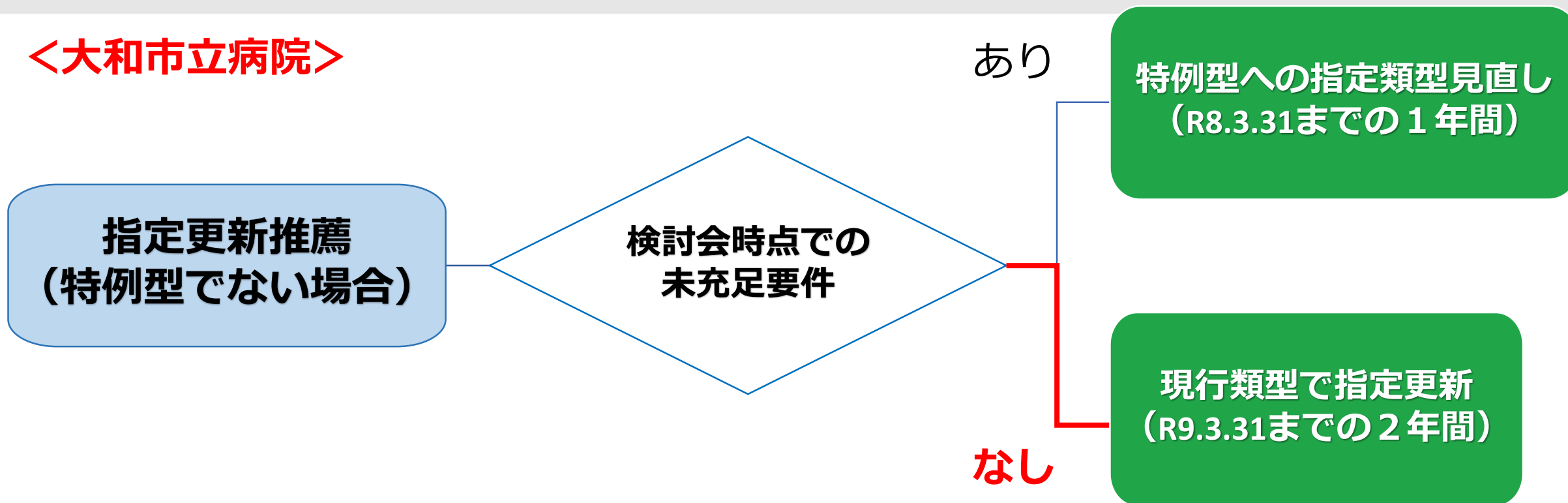
② 指定更新

① 大和市立病院：日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けている。

- ・ 予定どおり、令和6年11月7日～8日に受審したため、検討会前に県を通じて国へ結果報告。
＜結果＞ 地域がん診療連携拠点病院としての指定を継続。
なお、本要件は令和5年4月1日から2年間の猶予期間を設けているが、令和7年度の検討会以降、原則として未充足として扱う。

※ 指定更新に関する国の考え方

<大和市立病院>



検討会時点での指定要件の充足状況を確認し、以下の①②のとおり取り扱う。

① 全ての指定要件を充足している場合は、指定期間を2年間※として指定する（個別の審議なし）。

※ 令和5年度が4年の指定期間の起点となっているため、残期間の2年指定となる。

② 一つ以上未充足の要件がある場合は、以下のとおり取り扱う。

i. 検討会時点で一般型に指定されている場合には、原則、特例型として指定する（原則として個別の審議なし）。

ii. 検討会時点で特例型に指定されている場合には、指定類型変更又は指定取消について個別に審議する。

iii. 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。

③ 新規指定申請

<国の検討会結果一覧（新規指定）>

※ 厚生労働省「第25回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」資料より抜粋

No.	都道府県	医療機関名	現行指定類型と 指定期間	新規指定類型と指定期間
1	北海道	国家公務員共済組合連合会 斗南病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定（指定期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）
2	埼玉県	防衛医科大学校病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定（指定期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）
3	東京都	国家公務員共済組合連合会立川病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定（指定期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）
4	福岡県	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定（指定期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間）
5	神奈川県	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	—	<u>指定見送り</u>

- 当該医療機関の所在する湘南東部医療圏には、地域がん診療連携拠点病院の藤沢市民病院が既に指定されている。
- 当該医療機関が検討会時点で未充足である要件は以下のとおり。
 - ① 各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画している。
 - ② その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたりるとともに、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めている。
 - ③ がん相談支援センターの業務内容について相談者から得られたフィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有している。
 - ④ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、Ⅳの2の（4）に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講している。
- 神奈川県都道府県協議会の構成委員については、協議会設置要綱に定められており、医療機関については、国指定拠点病院及び県指定病院に限られている。当該医療機関は、現在、県指定病院ではなく、協議会に参加できないことから、協議会に係る整備指針の要件を充足しない状況である。**協議会の構成員となる要件を満たすために、拠点病院の申請に先立って県指定病院への申請を求める場合、拠点病院の申請までに2年程度の時間を要すること、県指定病院を経ずに拠点病院に申請した過去の事例があること等を踏まえ、また神奈川県がん対策推進審議会での承認を得ていることから、拠点病院への新規指定推薦がなされたものである。なお、相談支援に携わる者の研修についても、同様に、国指定の拠点病院及び県指定病院が対象となっている状況との報告があった。**

県から国への説明

- 以下の理由から、今回の検討会においては、当該医療機関の新規指定を見送ることとしてはどうか。
「検討会時点で、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を充足していない。」

③ 新規指定申請

<国の検討会結果を踏まえた県の対応>

- ・ 同病院に意向を確認した結果、県指定病院への申請を行う。